（認定の更新）

第五条の六　第五条の四の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　前三条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

３　第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

４　前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（認定を受けた管理計画の変更）

第五条の七　認定管理者等は、第五条の四の認定を受けた管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならない。

２　第五条の四及び第五条の五の規定は、前項の認定について準用する。

（報告の徴収）

第五条の八　計画作成都道府県知事等は、認定管理者等（第五条の四の認定を受けた管理計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定管理計画」という。）に係るマンション（以下「管理計画認定マンション」という。）に係る管理組合に管理者等が置かれなくなったときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。次条及び第五条の十において同じ。）に対し、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第五条の九　計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

（管理計画の認定の取消し）

第五条の十　計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第五条の四の認定（第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を取り消すことができる。

一　認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。

二　認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。

三　認定管理者等が不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

２　計画作成都道府県知事等は、前項の規定により第五条の四の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

（委託により公社の行う管理計画認定マンションの修繕に関する企画又は実施の調整に関する業務）

第五条の十一　公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、管理計画認定マンションの修繕に関する企画又は実施の調整に関する業務を行うことができる。

２　前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるのは「第二十一条に規定する業務及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十一第一項」とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例）

第五条の十二　管理計画認定マンションの区分所有者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条に規定する認定計画実施者である場合における同条の規定の適用については、同条中「の承認を受けて」とあるのは「に届け出て」と、同条第一号中「認定計画実施者」とあるのは「認定計画実施者（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十一第一項」とする。

（指定認定事務支援法人）

第五条の十三　マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等（第四項において「計画作成都道府県等」という。）は、第五条の四の認定及び第五条の六第一項の認定の更新に関する次に掲げる事務の一部を、法人であって国土交通省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして計画作成都道府県知事等が指定するもの（以下「指定認定事務支援法人」という。）に委託することができる。

一　マンションの修繕その他の管理の方法、マンションの修繕その他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況について調査すること。

二　その他国土交通省令で定める事務

２　指定認定事務支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、前項の規定により委託された事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　指定認定事務支援法人の役員又は職員で、第一項の規定により委託された事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

４　計画作成都道府県等は、第一項の規定により事務を委託したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

５　前各項に定めるもののほか、指定認定事務支援法人に関し必要な事項は、政令で定める。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第二条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五条」を「第百五条の二」に、「第四節　区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五条）」を「第四節　区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五条の二―第百十五条の四）」に、「第五章　雑則（第百六十四条―第百六十九条）　第六章　罰則（第百七十条―第百七十九条）」を

に改める。

「第五章　敷地分割事業
第一節　敷地分割組合
第一款　設立等（第百六十四条―第百六十八条）
第二款　管理（第百七十四条―第百七十三条）
第三款　解散（第百八十四条―第百八十五条）
第四款　税法上の特例（第百八十六条・第百八十七条）
第二節　敷地権利変換手続等
第一款　敷地権利変換手続の開始（第百八十八条）
第二款　敷地権利変換計画（第百九十条―第百九十八条）
第三款　敷地権利変換（第百九十九条―第二百七条）
第二節　雑則（第二百八条―第二百十二条）
第三節　敷地分割事業の監督等（第二百十三条―第二百十六条）
第六章　雑則（第二百十七条―第二百二十二条）
第七章　罰則（第二百二十三条―第二百三十二条）」

第一条中「措置及び」を「措置」に、「について」を「及び敷地分割事業について」に改め、「倒壊」の下に「、老朽化したマンションの損壊」を加える。

第二条第一項中第十八号を第二十一号とし、第十二号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十号の次に次の三号を加える。

十一　敷地分割　団地内建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）の団地建物所有者（区分所有法第六十五条に規定する団地建物所有者をいう。以下同じ。）の共有に属する当該団地内建物の敷地又はその借地権を分割することをいう。